

資料3

平成17年6月2日

農林水産省

第73回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について

5月27日、OIE総会の全体会合の場で、BSEコード改正について以下のとおり採択された。

①無条件物品の追加

骨なし牛肉について、当初の原案（ピッシング等を行わないこと）に、以下の条件を付した上で追加

- ・患畜や疑わしい牛由来でないこと
- ・SRMの除去による汚染防止がなされていること
- ・30ヶ月齢以下の牛由来であること

②BSEリスクに応じた国のカテゴリーの簡素化

- ・従来の5区分から3区分に変更

（無視できるリスク、管理されているリスク、不明なリスク）

③特定危険部位（SRM）

- ・腸全体でなく、回腸遠位部に限定
- ・管理されているリスクの国について、中枢神経及び脊柱の除去月齢を30ヶ月齢超に緩和

④サーベイランス基準

- ・BSEリスクの有無により、実施すべきサーベイラントスのサンプル数等について、今後1年間さらに検討を継続

OIE：BSEコード改正案に関する我が国のコメントのポイント

1 無条件物品の追加

「BSEに関連したいかなる条件も要求すべきでない」物品として、骨が除かれている牛肉を追加することについては、以下の理由から支持できない。

- ① BSE感染牛に由来する牛肉は、骨が除かれていても、異常プリオンに汚染されている可能性があり、フードチェーンから排除すべき。感染牛は完全に処分すべきとしているOIEコードや同様のWHO勧告との整合性がない。
- ② BSE検査陰性の牛に由来するものであっても、SRM等の除去に当たって汚染防止措置が実施されることが必要。

2 カテゴリーの簡素化

カテゴリーの簡素化に当たっては、以下の点が確保されることが必要。

- ① 各国のBSEリスクを正確に把握するため、詳細かつ客観的なリスク評価及び統計的に意味のあるサーベイランスが実施されるべき。
- ② カテゴリーに適用されるリスク管理措置は、輸入国が適切なリスク評価に基づき実施しているリスク管理措置を許容すべき。

3 SRMの変更

- (1) 無条件物品とする場合、SRMとする場合等の基準・定義が明確化されることが必要。
- (2) 中枢神経の除去月齢を30ヶ月齢とするとの提案については支持できない。
腸について、回腸遠位部に限ることについては支持。

4 サーベイランス基準の見直し

- (1) 科学的・統計的な根拠が不明確であるため、提示案を採択することには反対。
- (2) 特に症状牛、死亡牛、健康牛ごとのサンプルデータとしての価値の決定にあたっては、統計学的に十分な根拠が必要。より現実的なものとするため、我が国のデータ等を提供する用意がある。